

運輸安全マネジメント

西武ハイヤーでは社員の安全安心教育と意識改革、安全に対する投資、法令遵守（コンプライアンス）の推進等により輸送の安全確保のために全社員が一丸となって取り組んでいます。



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する抑止目標

	2024年度 抑止目標	2025年度 抑止目標
A事故	33件	36件
B事故	107件	107件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

	2023年度	2024度
車外重傷事故	0件	0件
車内重傷事故	1件	0件
車両火災	0件	1件

4. 輸送の安全に関する目標及び 当該目標の達成状況

◆2024年度目標

死亡事故0件 車外人身重大事故0件 車内人身重大事故0件
A事故33件以下 B事故107件以下

◆達成状況

死亡事故0件 車外人身重大事故0件 車内人身重大事故0件
車両火災1件
A事故60件 B事故129件

5. 輸送の安全に関する重点施策

◆2024年度に講じた措置

1. 速度超過違反の撲滅
2. 出会い頭の事故防止
3. 基本動作の更なる定着
4. 車内人身事故の防止

出会い頭の事故を防止する為、モデル場所を定め、一時停止場所でのダブルストップ「完全停止中、右、左、右の安全確認を2秒以上行う」この基本動作(マニュアル)の確認を街頭調査及びドライブレコーダー映像を用いた乗務員面談を実施。

重大事故等惹起者等に対し、必要に応じて外部研修を実施。

6. 輸送の安全に関する計画

◆2025年度に講じようとする措置

「指針」

1. 速度超過違反の撲滅
2. 出会い頭の事故防止
3. 基本動作の更なる定着
4. 車内人身事故の防止

「行動目標」

1. その時その場に応じた速度、危険個所に進入する前の準備
2. 出会い頭の事故防止(完全停止2秒間の安全確認ダブルストップの徹底)2回止まる！
3. 3つの実施と2つの禁止の浸透定着
4. 車内人身事故の防止

車内人身事故防止及びお客さま乗降時の基本動作(マニュアル)を定め、徹底を図る。

各基本動作(マニュアル)の徹底、街頭調査及びドライブレコーダー

映像確認の継続。AIドライブレコーダーの活用

重大事故等惹起者等に対し、必要に応じて外部研修を実施。

2025年度 年間カレンダー

2024年度 西武ハイヤー 事故件数目標	死亡事故…0件	【前年実績】 0 件	車両火災	【前年実績】 1 件
	車外人身重傷事故…0件	【前年実績】 0 件		
	車内人身重傷事故…0件	【前年実績】 0 件		

[illegible]

7. 事故・災害等の発生時に於ける 報告連絡体制

事故速報及び報告書を受理した業務課員は、安全統括管理者及び社内の必要な部署に速やかに報告し、重大事故に該当するものは速やかに取締役社長の決裁を得て、管轄運輸支局へ所定の報告をいたします。

8. 輸送の安全に関する改善措置

輸送の安全に関する計画等の実施状況については、毎月安全推進会議を開催し、確認を取った上でその結果を社長及び取締役へ報告するとともに、改善すべき事項については、必要に応じ速やかに改善を講じる。

安全に関する内部監査の結果、「ヒヤリ・ハット情報収集を活性化するための工夫、活用の検討」の指摘を受け、ドライブレコーダー映像確認からヒヤリ・ハット情報を収集、また乗務員と日頃のコミュニケーションを積極的にはかり、報告し易い環境づくりを目指す。

事故の芽であるヒヤリ・ハット情報は共有フォルダーへ保存し、閲覧と活用がいつでも出来るようにしている。

9. 輸送の安全に関する設備投資

2025年度

1. 脳のMRI検査受診枠の拡大
 2. 運転記録証明書の所得
 3. 安全装置付の車両導入 (JPN Taxi)
 4. 保健師指導 (対象者に対し個別指導、健康起因事故防止)
 5. SASスクリーニング検査の実施と通院勧奨
 6. 自動日報の適切な活用 (公道における手書き記入による事故防止)
 7. AIドライブレコーダー ドライブチャートの導入
 8. ジャパンタクシー専用 大型フェンダーミラーの導入
-
10. 2025年度輸送の安全に関する投資予定額
1. 新車導入 (JPN Taxi) 38,000千円
 2. 健康管理に係る支出 (脳MRI・SAS) 3,300千円

1 0．2025年度輸送の安全に関する 投資予定額

1. 新車導入(JPN Taxi) 38,000千円
2. 健康管理に係る支出(脳MRI・SAS) 3,300千円

1 1．安全統括管理者

取締役 江崎 義美（2021年2月1日選任）

1 2．安全管理規程

安全管理規程

制 定 2006年10月 1 日

最終改正 2014年 2月 1 日

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 西武バスグループ各社と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じ、必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 社長及び取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 社長及び取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 社長及び取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 営業所長

(3) 統括運行管理者

(4) 運行管理者

(5) 整備管理者

(6) その他必要な管理者

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、営業所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理者、整備管理者を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、運行管理規程第3条及び別に定める組織図による。（別表1）

（安全統括管理者の選任及び解任）

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）

第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長及び取締役等に報告すること。
- (6) 社長及び取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理、整備管理が適切に行われるよう、営業所長、統括運行管理者、運行管理者、整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第12条 社長及び取締役と現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び取締役又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全総括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、社長及び取締役に報告するとともに、改善すべき事項については、必要に応じ、速やかに緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長及び取締役は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、速やかに是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 次に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者、安全管理規程
- (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長及び取締役に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は別に定める。

附則

第1条 この規程の改廃は、規程類管理規程に定める手続きによる。

第2条 この規程は、2006年10月1日より施行する。

第3条 2007年8月1日 改正

第4条 2014年2月1日 改正

(別表 1)

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

